聖籠町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年11月1日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町規則第7号

聖籠町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町印鑑条例施行規則(昭和51年聖籠町規則第5号)の一部を 次のように改正する。

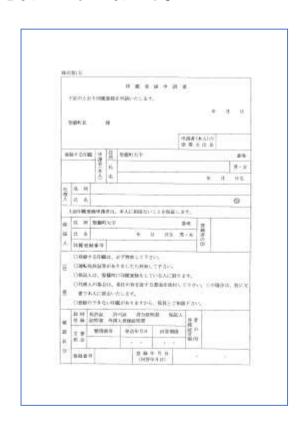
第2条中「氏名」の次に「(氏に変更があった者に係る住民票に旧 氏が記載されている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に 係る住民票に通称が記載されている場合にあっては氏名及び当該通 称)」を加える。

第4条第2項中「まつ消」を「抹消」に改める。

第5条第1項中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に、「不明りょう」を「不明瞭」に改める。

第6条第12号及び第7条第1号中「まっ消」を「抹消」に改める。

様式第1号を次のように改める。



様式第3号を次のように改める。

様式第3号

(表) (裏)



[注意事項]

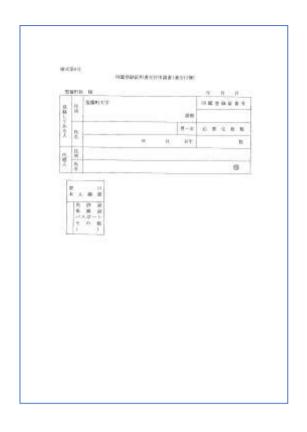
- 1. 印鑑登録証明書の交付を受けるときは、この登録証を必ず提出して下さい。登録してある印鑑は必要ありません。
 2. この登録証の提出がなければ印鑑登録証明書は発行いたしません。
 3. 代理人に証明書の交付を依頼するときは、この登録証を持参させて下さい。またこの登録証があれば代理人であっても、すべて登録者の意思によるものとして扱いますから大切に保管して下さい。
 4. この登録証を亡失したとき、又は登録印鑑を紛失したときは、事故防止のため直ちに届け出て下さい。
 5. 登録証を書しく汚損、又は毀損したときは再交付申請をして下さい。

様式第5号から様式第10号を次のように改める。



62	No.									
	T day	W SA	年度を貸 地震を1750年で、回動機		1 11 1				×	6
	N MAP	190		wise	K 25 7					
	Į,	910	SAU		gre.	Mil			+	5
	#			10	*	ľ				
÷	4		*	п	15					
ă:	**		新水、甘蔗、桂桂、杏桂、 生中香丁	0						
it.	ß									
A	焦								-	(9
-	EA.	EFER	MECHONICOMA CHIPC DOLCTONA LOMBORALL (例の日 DEL 1925 PMRLTY)	+1071	- Am t	g,	LT F.II	į.	t. 6	A Mile
					1	H	*	7	H	
						4	ž.			

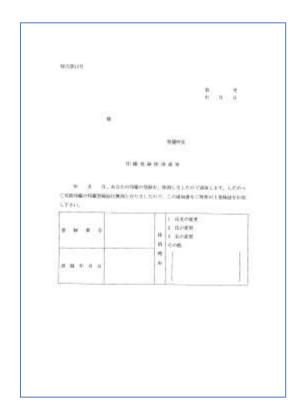
	t Mari	re)	а	* 8	2.0	E C 8	u				
	(#)	ora:	± \$() - \$()	. Ejerrak	Marin Kr	r.					
						-			-	H	10
日本人(教育化)	in the	\$87AF 50							n.e.		
	12.4		9 A H5 8								
	E	10.01	60. B	E. 778	-					jui j	
h	CE EN		84								
年 人	6										n
	=1	EAST MIN MA	2 主服 light 2 上 H . 198 (日曜年級)	KHIRIDA	98.8 m.d	v. Ltd		T ME		Ration of	E#10
								かけ		H.	



0 #	E 14 11 H						
	T		160				
	# #	A MARKETON CONT.					



様式第12号を次のように改める。



附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年11月5日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に使用しているこの規則による改正前の聖 籠町印鑑条例施行規則様式第1号、様式第3号、様式第5号から様 式第10号及び様式第12号は、当分の間、これを取り繕って使用 することができる。